(iii) 次のいずれかの条件を満たすこと。

(A) 両締約国の国民が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(B) 当該締約国に本店及び主たる営業所を有する法人が所有していること。

(C) 当該締約国の区域内においてのみ裸用船契約に基づいて操業する許可を当該締約国政府によって与えられていること。

(c) 「代替性のある産品」又は「代替性のある材料」とは、それぞれ、同一の技術的及び物理的特性を有し、かつ、種類及び商業上の品質が同一である結果として相互に交換することが可能な産品又は材料であって、原産品であるか否かを決定する上で目視による検査に基づき、それぞれを区別することができないものをいう。

(d) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにそれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている会計原則又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。それらの規準は、一般に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(e) 「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する者をいう。

(f) 「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(i) 燃料及びエネルギー

(ii) 工具、ダイス及び鋳型

(iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(v) 手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品

(vi) 試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii) 触媒及び溶剤

(viii) 他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

(g) 「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(h) 「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる材料をいう。

(i) 「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であって、第三・十三条に規定する小売用のこん包材料及びこん包容器以外のものをいう。

(j) 「関税上の特恵待遇」とは、第二・四条（物品の貿易―関税の撤廃又は引下げ）1の規定に従って原産品について関税を適用することをいう。

(k) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第三・二条　原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られる産品であって、次条に定めるもの

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c) 一又は二以上の生産者によって一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として第三・四条の要件を満たす産品であって、当該産品の生産の最終工程（第三・七条に規定する作業を除く。）が輸出締約国において行われたもの

(d) この章の規定に基づいて原産品とされるその他の産品

第三・三条　完全に得られる産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られる産品とする。

(a) 生きている動物であって、当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海を除く。）において生まれ、かつ、成育されたもの

(b) 当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海を除く。）において、狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(c) 当該締約国の区域内において生きている動物から得られる産品

(d) 当該締約国の区域内において収穫され、採取され、又は採集される植物、菌類及び藻類

(e) 当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海底又はその下を除く。）から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品

(g) 当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品

(h) 当該締約国又は当該締約国の者により、当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、国際法に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i) 当該締約国において収集される産品であって、本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は原材料の回収にのみ適するもの

(j) 当該締約国における製造若しくは加工の作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収にのみ適するもの

(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される原材料

(l) 当該締約国の区域内において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

第三・四条　非原産材料を使用して生産される産品

1 第三・二条(c)の規定の適用上、産品は、附属書二（品目別規則）に定める適用可能な品目別規則に合致する場合には、締約国の原産品とする。

2 1の規定の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。

3 必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われない産品については、次のいずれかの場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるためのこの章に定める他の全ての関連する基準を満たすことを条件とする。

(a) (b)に規定する産品以外の産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていないものに限る。）の総額が、当該産品の本船渡しの価額の十パーセント以下である場合

(b) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の十パーセント以下の場合

4 3の規定は、統一システムの第一類から第二四類までの各類に掲げる産品については、適用しない。ただし、当該産品の生産に使用する非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合を除く。

5 もっとも、産品の生産に使用された非原産材料の価額を算定するに当たっては、3に規定する非原産材料の価額を含める。